

古賀市子ども・子育て支援事業計画の見直しの概要

1. 事業計画について

古賀市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく行政計画です。計画策定前（平成25年度）に市内の①就学前児童の保護者②小学生の保護者③中学生を対象にニーズ調査を実施し、調査結果や国の計算方法を基に、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出し、「量の見込み」に応じた「確保方策」を5か年度で設定しました。

2. 中間年の見直しについて

古賀市子ども・子育て支援事業計画は、毎年度、古賀市子ども・子育て会議にて実績を評価していますが、平成29年度は計画の中間年にあたることから、内閣府事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」に沿って、平成30年度から平成31年度までの計画について見直しを行いました。

計画の見直しについては、古賀市保健福祉部子育て支援課にて案を作成し、「古賀市子ども・子育て会議」での審議を経て、取りまとめました。また、計画の見直しによる計画変更について、福岡県に協議を行った結果、異議はありませんでした。

3. 中間年の見直しの内容

●児童数の推計・・・平成30年度以降の児童数の推計値については、直近の人口動態及び「古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「古賀市第4次基本構想・

後期基本計画」における人口推計を確認し、コーホート変化率法により見直しました。

●子ども・子育て支援給付

「各年度における量の見込み」

- ・作業の手引きの内容を基本としつつ、古賀市の実情とも照らし合わせて見直しました。
- ・平成28年4月1日時点の実績値と計画の「量の見込み」を比較し、10%以上かい離のあった部分だけでなく、全ての支給認定区分を見直しました。
- ・新たに推計した平成30・31年の児童数の推計値に、最近の教育・保育利用状況及び作業の手引きに基づき補正を行い、「量の見込み」を算出しました。

「各年度における確保方策」

・各施設の今後の予定を踏まえながら、段階的に利用定員を確保することとしました。なお、定員より量の見込みが多い場合は、弾力的運用により児童を受入れる予定であり、待機児童は見込んでいません。

●地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、新たに推計した平成30・31年の児童数の推計値や直近の実績等に基づき、「量の見込み」「確保の内容」を設定しました。

地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業